

大分市告示第 4 5 8 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項に規定される指定区域を指定するので、同法第 15 条の 17 第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

大分市長 足立 信也

指定番号	産廃－ 1 9
指定区域	大分市大字廣内字論ヶ迫 213 番 1、214 番 1、215 番 1、215 番 2
埋立地の 区 分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号